

遠野市市営建設工事について、次により条件付一般競争入札を実施する。

遠野市長 多 田 一 彦

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工 事 名 | 羽場橋補修工事 |
| (2) 工事場所 | 遠野市上郷町板沢地内 |
| (3) 工事概要 | 橋長 67.3m
舗装打換え工 412m ²
伸縮継手工 25.6m
沓座拡幅工 8m ³
橋梁地覆補修工 20m ³
表面保護工 468m ²
橋梁塗装工 730m ² |
| (4) 工事期間 | 令和6年5月15日から令和7年3月14日まで |

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10/100以上

4 入札の日時及び場所

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 入札日時 | 令和6年5月13日（月） 午前9時30分 |
| (2) 入札場所 | 遠野市役所とびあ庁舎大会議室 |

5 入札参加資格

- (1) 令和5・6年度遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値が850点以上であること。
- (3) 一級土木施工管理技士が5名以上在籍していること。
- (4) 市営建設工事又は国・岩手県工事で平成25年から令和5年の10年間で橋梁工事（新設・補修・耐震・災害復旧）の元請実績がある者。
- (5) 遠野市内に本社を置く者で、人員配置や資材搬入搬出など緊急時対応ができること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者でないこと。
- (8) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (9) 現に法第28条第3項又は第5項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

- (11) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。）に基づく指名停止を現に受けていないこと。また、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (12) 1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と、資本又は人事面において関連がある者でないこと。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時までとし、貸出しは当日の2時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市役所とびあ庁舎縦覧ブース

7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

- | | |
|--|----|
| ア 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 確認書類 | |
| (ア) 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第3号） | 1部 |
| (イ) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないことを確認できる書類 | 1部 |
| (ウ) 在籍技術者の資格を有することを確認できる書類 | 1部 |
| (エ) 5(4)に示す元請実績を確認できる書類 | 1部 |
| ウ 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載していること。 | |

(2) 入札参加申請手続

- | | |
|--------|----------------------|
| ア 申込方法 | 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。） |
| イ 提出期限 | 令和6年4月17日（水）正午までとする。 |
| ウ 提出場所 | 遠野市総務企画部財政課 |

8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（通知予定日 令和6年4月19日）

9 入札の方法

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (2) 入札と同時に工事費内訳書（総括）（別紙4）を提出すること。
- (3) 工事費内訳書（総括）（別紙4）と入札書の金額が一致しない場合は無効とする。

10 質問書の受付及び回答方法

- (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、令和6年4月26日（金）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙5）により総務企画部財政課あて提出すること。
- (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙6）により遠野市ホームページで令和6年4月30日（火）までに公表する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札条件に違反した入札

12 契約書作成の要否

契約書は、作成する。

13 その他

- (1) 本件工事は、最低制限価格制度を適用する。
- (2) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙1）及び条件付一般競争入札心得（別紙2）を遵守しなければならない。
- (3) 現場説明は、行わない。
- (4) 契約締結時まで7(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務企画部財政課に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙7）を提出するものとする。
- (5) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (6) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (7) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (8) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

14 照会先

- | | | |
|--------------|----------|------------------------|
| (1) 一般的事項 | 総務企画部財政課 | [電話0198-62-2111・内線243] |
| (2) 設計に関する事項 | 環境整備部建設課 | [電話0198-62-2111・内線517] |